

アメリカ合衆国における連邦政府による人格教育政策の特質

The Characteristics of Federal Policy on Character Education in the United States

住 岡 敏 弘

本稿は、アメリカ合衆国における人格教育に対する連邦政策の背景、政策の展開の特質と課題について明らかにした。

人格教育運動は、1960年代以降の道徳教育方法の変化や若者の道徳の退廃状況に対して、アメリカが建国当初から重視してきた道徳教育を復興しようとする動きと捉えられる。その動きは、連邦政策のなかで学力向上政策と結びつき、人格教育に対する補助金事業をはじめ様々な連邦施策が開始された。

人格教育に対する連邦政策の展開過程をまとめると、『危機に立つ国家』以降の学力向上への模索のなかで、学力向上に際して道徳性や規律の重要性が意識されてきた。その後、クリントン政権のもとでは、大統領自らが一般教書のなかで人格教育の重要性を訴える等、人格教育を推進していく連邦政府の姿勢が明確にされた。これらを背景として、『アメリカ学校改善法』のなかでは、人格教育に対する補助金がパイロット事業として制度化された。さらに、ブッシュ政権のもとで、『落ちこぼれ防止法』が制定され、同法のもとで人格教育補助金事業は正式な事業として位置づけられ、さらに連邦教育省の戦略プランにも「強い人格と市民性」の促進が掲げられるなど、人格教育は連邦教育政策のなかで確たる地位を確立してきたといえる。

キーワード：人格教育、道徳教育、アメリカ、連邦政府、落ちこぼれ防止法

目 次

- I. 課題設定
- II. アメリカにおける人格教育の生成と展開
 - (1) リコーナによる既存の道徳教育批判
 - (2) 教育界における人格教育運動の展開
- III. 連邦政府による人格教育への関与一学力向上政策のなかで注目された「人格」
- IV. クリントン政権のもとでの人格教育政策の展開
 - (1) 連邦政府による人格教育に対する公的関与の開始
 - (2) Partnership in Character Education Pilot Project の内容

(3) クリントン大統領による人格教育重視姿勢の明確化

V. ブッシュ政権のもとでの人格教育支援政策の展開

(1)『落ちこぼれ防止法（No Child Left Behind Act）』と人格教育連携プログラムの確立

(2) 連邦教育省の「戦略プラン」における人格教育

VI. まとめ

I. 課題設定

本稿は、アメリカ合衆国における人格教育（character education）の実践から「開かれた学校づくり」のもとでの道徳教育のあり方についての示唆を得る研究の一環である。

わが国の現行の学習指導要領は、学校が保護者や地域と一緒に、子どもの道徳的自覚を促し、道徳的実践力を育成することの重要性を強調し、道徳の授業の実施や地域教材の開発に地域の人々の参加や協力を求め、学校、家庭、地域を通じて、道徳性を培う体験的活動を深める学習を活発に展開することなどを例示している。

一方、アメリカ合衆国では、1990年代から人格教育に注目が集まり、1995年からは、連邦政府による州教育局等による人格教育プロジェクトに対する財政支援も開始されている。人格教育とは、「個人や社会にとって良いとされる徳目について積極的に教えていくこうとする」道徳教育の観点である。先述の連邦政府の補助金は、全米の学校で、人格教育の普及、発展に大きな役割を果たしている。

そこで、本稿では、人格教育に対する連邦政策の背景、政策の展開の特質と課題について明らかにする。

人格教育についてはいくつかの先行研究がみられるが、これらは、人格教育で示された徳目（に示された価値）について哲学的観点から検討した研究¹や、人格教育の方法²についての研究を中心であり、人格教育に対する公的支援体制といった教育政策的な観点に焦点を当てた研究はこれまでほとんどなされていないといえる。

II. アメリカにおける人格教育の生成と展開

(1) リコーナによる既存の道徳教育批判

人格教育の第一人者のリコーナ（Thomas Lickona）によると、人格教育は、近年の若者の道徳状況と道徳教育の流れに対する反省から生まれたとされる。

彼によると、アメリカの学校教育においては元来道徳が重視されていたという。彼によると

「18、19世紀には、道徳的教訓は学校教育の場に組み込まれ」、「格言を書写し記憶することで道徳性を身に付けていった」のであり、「1950年代までの米国の公教育は、道徳に焦点を当て続けてきた」としている。

1960年代に入ると、公民権運動やベトナム反戦運動の高まりのなかで文化的変容が広がり、伝統的価値が問い合わせ直されるなかで、年輩者の権威は衰退し若者のあいだには、逸脱した行動を受け入れ、礼賛する風潮が広がり、人々のあいだには自己中心性が蔓延した。こうしたなか、道徳教育の分野では「価値の明確化論」が普及した。この考え方は、「各人は各自の信じる価値を表明し、価値を他から押しつけられない」というものである。「価値の明確化論」により、普遍的に共有される価値が存在するという考え方を受け入れなくなり、価値相対主義のもとで、教師は善悪の審判をやめるようになり無力な存在となった。これに対して1970年代には、認知的アプローチから価値の明確化論に対する批判理論が出された。例えば、ローレンス・コールバーグは「モラルジレンマ討論」でどのように行動したらよいか迷う葛藤状況を設定して子どもたちに考えさせる方法を考え出した。しかし、このアプローチも思考の技術に焦点を当てるもので、道徳の内容に焦点を当てるものではなかったため、教師自らが道徳的な行動を説明し、教え、その手本となるべきだという責任を負うには到らなかったのである。

こうした道徳教育の動向と若者の道徳性の退廃という状況で1990年代から注目されたのが人格教育である。「意図的に徳を教える教育」である人格教育は全米的な注目を浴び、メディアも注するほどの教育運動に発展した。このように、人格教育は、子どもたちが自分なりの価値観を論理的に説明し、自分なりの価値観を形成するように援助する方法とは異なり、特定の価値観をもつこと、及び、その価値観に基づく行動がどれかのように子どもを導くところにその特色があるのである³。

たとえば、前出のリコーナによると、「大人がどんなに熱心に麻薬反対のメッセージを説いたとしても、子供が自分自身や自分の業績、そして自分の将来について大人が心配してくれていないと感じているなら、その子供は（麻薬の）危険に瀕している」と述べ、子どもへの直接的な麻薬防止対策は根本的な解決策になりえないと指摘し、「麻薬の問題は、第一に道徳問題である。つまり、若者たちを麻薬に惹きつける最大の要因は、彼らの道徳性の欠如にある」として、子どもたちに自己を鍛錬し、希望の目標に向かって努力する「価値」を教えることの必要性を指摘している。このように、学校の秩序や維持を確保する上での麻薬や銃といった困難な課題は、優れて人格教育の問題として捉えているのである⁴。

以上、1960年代以降の道徳教育方法の変化や若者の道徳の退廃状況に対して、アメリカが建国当初から重視してきた道徳教育を復興しようとする動きこそが、人格教育運動であると捉えられるのである。

(2) 教育界における人格教育運動の展開

こうして、1980年代後半から1990年代はじめにかけて、全米で人格教育運動の組織化が急速に進められた。

1988年には、ASCD (the Association for Supervision, Curriculum and Development) により人格教育のパネルが開催され11名の専門家が集った。そこで、「道徳的に成熟した人間」の6つの特質として、「1. 人間の尊厳を尊重する」、「2. 他人の幸福を気にかける」、「3. 個人の利益と社会的責任を統合する」、「4. 高潔さを強調する」、「5. 道徳的選択について熟考する」、「6. 対立の平和的な解決を模索する」が挙げられた。

4年後の1992年3月にはウィスコンシン州Racineにおいて、ASCD、プリンストン・プロジェクト55 (Princeton Project55)、ジョンソン基金 (Johnson Foundation) が、「幼稚園から小学校 (K-12) を対象とした効果的な人格教育の提供方法」をテーマとしたウィングスプレッド会議 (Wingspread Conference) を召集した。会議の目的は、全国的な教育団体のリーダーに人格教育をもっと注目してもらい、優先的に考えてもらうことにあった。会議参加者は、幼稚園から小学校 (K-12) を対象とした人格教育の必要性についての情報を広め、人格教育活動の開始に興味を抱く、各地の学校やコミュニティに支援を提供する努力を支援し、助長するための全国的な連合を新たに設立するよう勧告した。

さらに同年7月には、ジョセフソン研究所 (Josephson Institute) 主催のサミットがコロラド州アスペンで4日間開催された。この会議のテーマは、「倫理的規範と人格の教授：何がなされるべきか？何がなされうるのか？今後何がなされるのだろうか？」であった。会議では、人格と価値が生活のあらゆる分野で若者に内面化する方法が検討された。その結果、28人の参加者は「アスペン宣言」に署名した。この宣言では、「民主的な社会の基盤を形成する」6つの核心的な倫理的規範的価値が定義され、これらの価値を実現するための人格教育プログラムを要望したのである。同宣言は、「人間は自然に善い道徳的人格を発達させるわけではない。それゆえ、若者たちが、道徳的な決定や行為に必要とされる価値や能力を発達させるのを支援すべく、意識的な努力がなされなければならない」と訴えた。この会議の結果として、キャラクター・カウンツ連合 (Character Counts Coalition) が設立された。この連合は、「若者の教育、訓練、世話に関わる個人や団体の全国的なパートナーシップであり、6つの核心的な倫理的規範的価値 (Six Pillars of Character)：信頼(trustworthiness)、尊敬(respect)、責任(responsibility)、公平(fairness)、思いやり(caring)、市民性(citizenship)に基づいて、アメリカの若者の人格を改善するための一致協力した努力に参加することを目的としたのである。

また1993年2月5日には、The Character Education Partnershipが、ウィンスプレッドやアスペンの会議に参加した人々を発起人として設立された。これらのグループは、自らを「人に優しい、責任ある社会を実現する一つの方法として、若者に善い人格と市民的徳を発達させる全国規

模、非営利、無党派連合」と規定したのである。ASCDの支援を受けたCEPは、全米教育委員会協会 (National School Board Association)、全米小学校校長協会 (National Association of Elementary School Principals)、全米中等学校校長協会 (National Association of Secondary School Principals)、幼児教育全米協会 (National Association for the Education of Young Children)、全米教育協会 (National Education Association)、全米教育学会 (National Society for the Study of Education) のような主要な教育団体や、全米各地の州教育局の支持を受け、人格教育運動を広く展開していった⁵。

III. 連邦政府による人格教育への関与—学力向上政策のなかで注目された「人格」

1983年には、教育の優秀性に関する全米審議会が『危機に立つ国家』(National Commission on Excellence in Education, *A Nation at Risk*, US Dept. of Education, 1983.) を連邦議会に提出し、社会に大きな衝撃を与えた。本報告書では、当時のアメリカの学力低下に危機感を示し、教育の質が検討され、教育の「優秀性 (Excellence)」の追求が提言された。こうしたなか人格教育で注目されるべき報告がなされた。1988年には、レーガン政権下で教育省長官を務めたW. ベネットが、政権交代にあたり、報告書『アメリカの教育』(Benett,W.J & United States. Dept. of Education, *American education: making it work: a report to the President and the American people U.S. Dept. of Education:*, US Dept. of Education, 1988.) を初代G. ブッシュ大統領に提出した、この報告書のなかで、学力向上には、児童生徒の人格の形成が重要であるとし、道徳教育の推進が主張されたのである。彼は、アメリカの教育を改善するには、古き良きものを思い出す、すなわち、すべてのアメリカ人が共有する価値を教授することだと主張した。すなわち、児童生徒の学力を向上させるためには、彼らの精神的な側面への関与が不可欠との認識が示されたのである。

その後、こうした認識は、連邦政府の政策形成に大きな影響を与えることとなる。1989年には、ブッシュ（先代）大統領が全米の州知事を召集し「教育サミット」を開催し、翌年にはアメリカ史上初となる国家教育目標『2000年のアメリカ－教育戦略』(America 2000 Educational Strategy) を提示するに到る。そこで、優秀性を達成すべく、アメリカ史上初めて、6つの教育目標が設定された。この目標はクリントン大統領に引き継がれ、1994年3月に『2000年への目標：アメリカを教育する法』(Goals 2000,Educate America Act) として法制化された。同法第1章には、8つの教育目標が示され、そのなかで児童生徒の学力達成の向上が目指される一方で、「すべての児童生徒が彼らの心 (mind) をうまく使うことを学び、彼らが責任ある市民 (responsible citizenship) となる準備をすること」(目標3)、「麻薬、暴力をなくし、許可されていないライフルやアルコールを持ち込むことのないようにし、学習の助けとなる規律ある環境の提供」(目標7) として規律ある環境が重視されたのである。また、「子どもの社会的、感情的発達を促すために、親の関与と参加

を増やしていくようなパートナーシップの促進」(目標8)が掲げられたのである。

このように、連邦教育目標においては、児童生徒が市民としての資質を備え、規律ある環境を醸成することの必要性が重視され、そのための親とのパートナーシップの確立が目指されたのである。

IV. クリントン政権のもとでの人格教育政策の展開

(1) 連邦政府による人格教育に対する公的関与の開始

連邦政府が道徳や規律を重視するなかで、先述した人格教育の全国団体であるCEPとCC Coalitionの連携した働きかけで、1994年には、10月11日-22日を「全国人格重視の週間(National Character Counts Week)」とする共同決議が下院と上院で民主、共和両党満場一致で採択されたのである。またホワイトハウスは、1994年から1998年までの「市民・民主的社会のための人格形成のための年次会議」を後援した。この会議には、教育者、地域リーダー、全米組織の代表者らが参加し、どのようにすれば人格教育を効果的に提供されるのか、どのように人格教育を全米に拡大していくかについて意見交換が行われた⁶。

(2) Partnership in Character Education Pilot Project の内容

さらに1994年には、初等中等教育法の改正法である『アメリカ学校改善法』(Improving America's Schools Act)が可決され、そのなかで、「人格教育における連携パイロット・プロジェクト(Partnership in Character Education Pilot Project)」として、人格教育プロジェクトについて応募した州に対して連邦教育省が巨額の報奨金を提供することが規定されたのである。

このパイロット・プロジェクトは、『アメリカ学校改善法』の「TITLE X Programs of National Significance (国家的意義のあるプログラム)」の「PART A Fund for the Improvement of Education (教育改善基金)」のなかの「Sec.10103 Partnerships in Character Education Pilot Project」に規定されている。以下、この補助金の概略について説明する。

① 州教育当局の応募

補助金を希望する州教育当局は(State educational agency)、少なくとも1つの地方教育当局(Local educational agency)と連携を結ばなければならないとしている。

州教育当局と地方教育当局の連携による人格教育プログラムへの補助金は年間10件を限度として教育長官が交付する。1件あたりの補助額は、100万ドルを超えない額とする。補助金は、5年を超えない期間で配分されるとしている。

応募書類には、以下の情報を含むこととしている。

○州教育当局との連携に入る地方教育当局の一覧

○連携によるプロジェクトの目標

○地方教育当局による活動について以下の情報

- ・保護者、児童生徒、および私的ならびに非営利の組織を含む地域社会の他のメンバーのプログラムの立案、実施への関与
- ・カリキュラム、指導法
- ・教員研修の方法、親教育の方法

○州教育当局が、人格教育プログラムの実施や発展に向けて、地方教育当局に技術的、専門的支援をする方法

○州教育当局が地方教育当局のプログラムの成果を評価する方法、地方教育当局が自らのプログラムの進捗状況を評価する方法

○モデルとなるプログラムや教材、州や地方教育当局が適切と認めるその他の情報についての公開方法等

② 人格の要素

人格教育は、先述したように「意図的に徳を教える教育」であることから、応募者は、以下の人格の要素を内面化する人格教育プログラムを開発しなければならないとされている。同法では、思いやり(Caring)、市民的徳と市民性(Civic virtue and citizenship)、正義と公正(Justice and fairness)、尊敬(Respect)、責任(Responsibility)、信頼(Trustworthiness)を掲げ、その他、連携メンバーによって適切と考えられた要素や、学校や地域社会に相談して、彼らにとって重要であると決定した要素を追加することができるとしている。

③ 補助金受給者の審査

<1> 基準一長官は、ピア・レビュー(同分野の専門家の審査)を通じて、補助金を受給する連携組織を選考する。その審査で考慮される要素は以下の通りである。

- (A) 地方教育当局により提案された教育の質
- (B) プログラムが生徒のなかの人格要素を助長した程度
- (C) 保護者、児童生徒、地域社会の関与の程度
- (D) 努力に関与した地方教育当局の数
- (E) 成果の測定および査定の計画の質
- (F) プログラムの目標が現実に達成される可能性

<2> プロジェクトの多様性一長官は、実践可能な程度において、プログラムが以下のことを支援することを保証する方法であるときは承認するとしている。

- (A) 都市部、郊外、郡部を含む国家の多様な地域に役立つこと。

(B)マイノリティ、ネイティブ・アメリカン、LEPの（英語を十分使えない）児童生徒や不利な状況にある児童生徒の役に立つこと

④評価(Evaluation)とプログラム開発

州教育当局は、長官に、プログラムの包括的な評価を、プログラムの中間期とプログラム終了後1年未満に提出しなければならないとされている。

州教育当局は、プログラムの評価や成果の評価を目的として、高等教育機関、私的ならびに非営利の組織と契約を締結しなければならないとされている。

プログラムの成果を評価する際に考慮すべき要素は以下の通りである。

- ・規律問題
- ・児童生徒の成績
- ・課外活動への参加状況
- ・保護者や地域社会の関与状況
- ・教職員や行政の関与状況
- ・児童生徒やスタッフのモラール(morale)

地方教育当局は、州教育当局と相談後、カリキュラム、教材、教員研修、その他の活動についての開発事業の支援を受けることを目的として、高等教育機関、私的ならびに非営利の組織と契約を締結しなければならない。

以上、この人格教育に対する補助金事業は、ローカルレベルの教育機関と連携して取り組みを進める各州教育委員会等の申請に対して審査・採択決定を経て年間10件を上限として、100万ドルを限度として交付される。プロジェクトに対して5年を超えない期間補助金が継続して配分され、中間期と終了後1年未満に、プログラムの成果等についての報告書を提出することが義務づけられている。そして、補助金の配分基準等をみると、人格形成が学力達成と結びつけられているかどうか、保護者や地域社会との関与が重視されているかどうか等が重要視されている。

(3) クリントン大統領による人格教育重視姿勢の明確化

一方、クリントン大統領は、一般教書のなかでたびたび人格教育の重要性について言及している。たとえば、1996年の一般教書演説では、

私は、我々のすべての学校が、善い価値や市民性を教えるべく、人格教育を実施するよう促しています。そして、それがもし十代の若者がデザイナーのジャケットを着て互いに殺しあうことをやめることにつながるのであれば、公立学校は、児童生徒が制服を着用することを必要とすること

ができるようになるべきでしょう。(1996年一般教書)

と述べている。

さらに1997年にも、二期目の当選を果たした大統領は、教育改革を最重要課題と位置付け、一般教書演説のなかで、人格教育の重要性に触れるなかで、銃や麻薬を排除し、学校に規律と安全を確保することの重要性を指摘したのである。

人格教育が我々の学校で教えられなければなりません。我々は、子どもたちを善き市民になるべく教育しなければならないのです。そして、我々は、学校の制服を導入し、ずる休みの規則に基づき門限を課し、教室から破壊的な児童生徒を排除し、学校において銃や麻薬に対して不寛容でいるコミュニティを支援しながら、秩序や規律を促進し続けなければならないのです。(1997年一般教書)

さらに同年大統領は「21世紀におけるアメリカ教育の大統領クリントンの呼びかけ」(President Clinton's Call to Action for American Education in the 21st Century)（以後、「大統領の呼びかけ」と略記）を発した。

このなかでクリントンは次のように述べている。「21世紀にアメリカが備える上で、我々は、学力達成や規律の明確な基準を有する、強力で、安全な学校や、あらゆる教室には有能で献身的な教師が必要とされている。…（中略）…我々は世界一の教育を国民すべてに提供しなければならない。共に、我々は、自身を大胆な行動計画に関与させなければならないのだ」として、学校における教育の改善に際して、学力達成とともに「規律」を挙げている。

さらに「大統領の呼びかけ」では、重点項目を11項目挙げている。このなかで6番目の項目で、「確実に、我々の学校は安全で、規律のある、麻薬のない状態にし、アメリカの基礎的な価値を教え込まなければならない。」とまたも、学校の規律と安全のための麻薬や暴力の防止を挙げ、そのためには子どもたちに価値を教え込む人格教育が重要であることを示唆したのである。

V. ブッシュ政権のもとでの人格教育支援政策の展開

(1)『落ちこぼれ防止法(No Child Left Behind Act)』と人格教育連携プログラムの確立

2000年に就任したブッシュ大統領は、就任前のテキサス州知事時代から人格教育の積極的な支援者であった。就任直後の2001年の一般教書のなかでも、国民統合の観点から、人格教育の重要性を説いている。

アメリカは血縁または出生または国土により結びついているのではない。我々は、我々の背景を越えて我々を突き動かし、我々の利益の上に我々を引き上げ、市民であるということがどういうことかを我々に教えてくれる理念により堅く結びつけられているのである。あらゆる子どもには、こうした原理が教えられなければならないのである。…今日、我々は礼儀、勇気、同情と人格を通して、我々の国家の約束を実現するための新たな取組を進めていくつもりである。(2001年一般教書)

実際ブッシュ大統領は、2001年の「人格とコミュニティに関するホワイトハウス会議」のなかのスピーチで「我々の子どもたちは生計を立てることを学ばねばなりませんが、それよりももっと重要なのは、生きる方法を学ばなければなりません。…学校は安全で整然としているべきです。適正に麻薬が排除されるべきです。期待された人格に基づいて人格を教えるべきです。」と述べ、人格教育の重要性について訴えている。

2002年1月には、『初等中等教育法』の改正法である『落ちこぼれ防止法』が制定された。同法では、『アメリカ学校改善法』に引き続き、「Title V Promoting Informed Parental Choice and Innovative Programs（情報提供に基づく保護者の学校選択ならびに革新的なプログラムの推進）」に含まれる「Part D-Fund for Improvement of Education（教育改善のための基金）」のうち「Subject3-Partnership in Character Education」の「SEC.5431. Partnership in Character Education Program」において人格教育に対する財政支援規定が設けられたのである。以下、Partnership in Character Education Programの概略について説明していく。

① プログラムへの応募資格

連携プログラムへの補助金は採択後5年を超えない期間で付与され、1件あたりの補助金額は、500,000ドルを下回らないものとしている。人格教育が、学級指導と融合し、州の設定した教育内容基準を遵守し、他の教育改革努力と結びつけて実行可能である場合には、以下の団体が連携プログラムに応募できることになっている。

- 1つ以上の地方教育当局(LEAs)と連携した州教育当局(SEA)
- 1つ以上の地方教育当局並びに高等教育機関(IHE)を含むNPO等の団体
- 地方教育当局または地方教育当局共同体
- 高等教育機関を含む1つ以上のNPO等の団体と連携した地方教育当局または複数の地方教育当局

② 補助金への応募

補助金の応募書類には、プログラムの目的、補助金を活用した活動（児童生徒、保護者、非営利組織を含む地域社会の関与のあり方、カリキュラム、指導法、教員研修や親教育等）やこの活動が目的をどのように満たすのか、プログラムが学力達成の改善にどのように結びつくのか、プログラ

ムの成果の評価方法、プログラムが効果を上げるための情報を長官に報告する確約等を含めることとされている。

③ プログラムのもとでの契約

補助金を受ける団体は、プログラムの評価、教材、教員研修、プログラム開発の目的のために、高等教育機関や私的および非営利の組織を含む外部の機関と契約しなければならない。

④ 人格の要素

補助金を受ける団体は、プログラムのもとで教授すべき人格の要素を選択することが義務づけられている。その際には、児童生徒の保護者の見解や児童生徒の見解を考慮すべきとしつつも、プログラムに含めるべき人格の要素として、思いやり(Caring)、市民的徳と市民性(Civic virtue and citizenship)、正義と公正(Justice and fairness)、尊敬(Respect)、責任(Responsibility)、信頼(Trustworthiness)、奉仕(giving)を例示している。

⑤ 補助金申請の審査

連携プログラムに対する補助金は、『アメリカ学校改善法』のときと同様に、いわゆる競争的資金と位置づけられている。審査は、ピア・レビューで行われることになっている。審査の基準としては、「(A) プログラムが児童生徒の人格を奨励するかどうか、そして児童生徒の学力達成の改善に資する潜在力」「(B) 保護者、児童生徒、地域社会の関与の程度と継続性」「(C) 成果を測定し評価するための計画の質」「(D) プログラムの目的が達成される可能性」の4点を挙げている。

また、教育長官は、審査に際して、実践可能な範囲において、都市部、郊外、郡部といった地理的地域性に応じて公平に配分されるように保証するとしている。

⑥ 人格教育プログラムの包括的評価提出義務

<1> 人格教育プログラムの包括的評価

補助金を受けたプログラムの包括的な評価を、プログラムの2年目の終了時点ならびに、補助金終了後1年以内に教育省長官に提出しなければならないとしている。

<2> 全米的な調査、普及活動、および評価

教育長官は、州や地方の人格教育プログラムについて支援または情報提供するための調査、開発、普及、技術支援、評価活動を実行するために、州教育当局または地方教育当局、高等教育機関、地元組織等と補助金を付与または契約を締結または協力協定を結ぶ権限を有するとしている。

<3> プログラムの評価の要素

プログラムの成果を評価する際に考慮すべき要素は以下の通りである。

- 規律問題

- ・児童生徒の成績
- ・課外活動への参加状況
- ・保護者や地域社会の関与状況
- ・教職員や行政の関与状況
- ・児童生徒やスタッフのモラール（morale）
- ・障がいをもつ児童生徒を含むすべての児童生徒に対して学校風土全般の改善

以上、『落ちこぼれ防止法』における「人格教育における連携プログラム」の規定を分析すると、補助金が競争的資金であり、ピア・レビューを経て採択され、プロジェクトの実施後には報告義務があること、人格形成が学力達成と結びつけられること、身に付けるべき道徳的特質が例示されるなど、といった側面は、パイロット・プロジェクトからそのまま引き継がれている。

一方で、『アメリカ学校改善法』から『落ちこぼれ防止法』への法改正のなかでの変更された点として以下の5点が挙げられる。ひとつは、応募資格が州教育当局だけでなく、地方教育当局にも広げられ、さらに連携すべき対象として、高等教育機関やNPOが挙げられている点である。また二点目は、補助金全体の配分額は年額800万ドルから2,500万ドルに大幅に増額される一方で、1件当たりの配分額が、最大100,000ドルから50,000ドルになり、結果的により多くの応募団体に補助金が配分されるようになったことである。第三点目は、例示されている人格的要素として、『落ちこぼれ防止法』では「奉仕（giving）」が加えられたことである。第四は、『アメリカ学校改善法』では、審査基準でマイノリティや経済的に不利な状況の子どもに対する配慮が示されていたが、『落ちこぼれ防止法』ではこうした配慮はみられなくなったことである。第五は、『落ちこぼれ防止法』では、プログラムの評価、教材、教員研修、プログラム開発の目的で、高等教育機関や私的および非営利の組織を含む外部の機関と契約しなければならないと規定し、さらに、補助金の審査基準をみると、保護者や地域社会の関与の程度や継続性を挙げるなど、高等教育機関やNPOそして保護者や地域社会など学校外の組織や人材の協力や関与が人格教育プロジェクトを進める上で非常に重視されているなど、『アメリカ学校改善法』以上に、保護者や地域社会の関与が重要視されていることが挙げられる。

(2) 連邦教育省の「戦略プラン」における人格教育

また連邦教育省は、『落ちこぼれ防止法』で具体化される政策を総合的に運用できるようにするために、2002年3月、「戦略プラン2002-2007（Strategic Plan 2002-2007）」を公表した。そのなかには、「戦略目標（Strategic Goals）」として、以下の6つの目標が掲げられている。そのなかで児童生徒の「人格」に関わるものとしては、目標3「安全な学校を促進ししっかりした人格（strong character）を発達させること」が挙げられる。「戦略プラン2002-2007」ではさらに目標3を達成す

るための下位の具体的目標（達成目標）として「我々国民の学校は安全で麻薬のないことを保証し、児童生徒がアルコール、タバコ、その他のドラッグを持たないことを確実にする」（達成目標3.1）と「我々国家と若者あいだに強い人格と市民性を促進する」（達成目標3.2）を挙げている。

こうして、連邦教育省は、人格教育を目標のひとつとして掲げ、その実現に向けて努力しているのである。

VI. まとめ

以上、本稿では、人格教育に対する連邦政策の展開過程およびその背景並びに、政策の特質と課題について明らかにしてきた。

まず、人格教育運動は、1960年代以降の道徳教育方法の変化や若者の道徳の退廃状況に対して、アメリカの伝統的な道徳教育観を復興しようとする動きと捉えられる。その動きは、連邦政策のなかで学力向上と結びつき、人格教育に対する補助金事業をはじめ様々な施策が実現することになったのである。

人格教育に対する連邦政策の展開過程をまとめると、『危機に立つ国家』以降の学力向上への模索と初代ブッシュ政権のもとで国家教育目標の設定のなかで、学力向上に際しては子どもの道徳性や規律の重要性が意識してきた。そして、クリントン政権のもとでは、大統領自らが一般教書のなかで人格教育の重要性を訴え、「全国人格重視の週間」の設定や、人格教育の年次会議の開催や重点目標のひとつとして人格教育を盛り込む等、人格教育を推進していく連邦政府や議会の姿勢が明確にされた。これらを背景として、『アメリカ学校改善法』のなかでは、人格教育に対する補助金がパイロット事業として制度化されたのである。さらに、ブッシュ政権のもとで、『落ちこぼれ防止法』が制定され、同法のもとで人格教育補助金事業は正式な事業として位置づけられ、さらに連邦教育省の戦略プランにも「強い人格と市民性」の促進が掲げられるなど、ブッシュ政権のもとで人格教育は連邦教育政策のなかで確たる地位を確立したといえよう。

さらに補助金事業の変遷に焦点を当てるに、補助金が競争的資金であり、ピア・レビューを経て採択され、プロジェクトの実施後には報告義務があるなど基本的枠組みは『アメリカ学校改善法』と『落ちこぼれ防止法』の間で継承されている。しかし、補助金総額は大幅に増額され、応募資格では、州教育当局だけでなく、地方教育当局にも広げられ、地域の実態に応じたプログラム開発を支援していくとする意図がみてとれる。また、高等教育機関やNPOそして保護者や地域社会など学校外の組織や人材の協力や関与が人格教育プロジェクトを進める上で非常に重視されているなど、『アメリカ学校改善法』以上に、保護者や地域社会の関与が重要視されている点などは、「開かれた学校づくり」のもとでの道徳教育を考える上で注目に値する。ただ、例示されている人格的要素として、『落ちこぼれ防止法』では「奉仕（giving）」が新たに加えられたことや、『アメリカ学校改善法』では、審査基準でマイノリティや経済的に不利な状況の子どもに対する配慮が示され

ていたが、『落ちこぼれ防止法』ではこうした配慮はみられなくなったことなど、どのような背景でこのような変更をされたかについては、制定過程を含めたより詳細な分析が必要となると思われる、この点については期して別稿に譲りたい。

また、アメリカでは8年ぶりに民主党が政権を奪取しオバマ政権が誕生する予定である。オバマ政権のもとで、人格教育政策が今後どのように展開するかも興味深いところである。今後その動向についても注目していきたいと思う。

註

¹ Yu, Tianlong, *In the Name of Morality*, PETER LANG, 2004 ; トニー・ディビアン・ジュンホ・ソク・アンドリュー・ウィルソン著・上寺久雄監訳『「人格教育」のすすめ』コスモトゥワン、2003年；トーマス・リコーナ著、水野修次郎・望月文明訳『「人格の教育」のすべて』麗澤大学出版会、2005年；澤田稔「90年代以降におけるアメリカ合衆国の道徳教育に関する一考察」、アメリカ教育学会編『アメリカ教育学会紀要』第17号、2006年；伊藤啓一「アメリカにおける品性教育の発展」、『高知大学教育実践研究』第16巻、2002年。

² Murphy, Madonna M., *Character Education in America's Blue Ribbon Schools*, The Scarecrow Press, 2002 ; トーマス・リコーナ著、水野修次郎監訳・編集『人格の教育』北樹出版、2001年；青木多寿子「アメリカの小学校に見る品性徳目教育とその運用」『岡山大学教育実践総合センター紀要』第2巻、2002；小柳正司「キャラクター・プラスー米国ミズーリ州における地域連携型道徳教育の取り組みー」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』第15巻、2005年。

³ トニー・ディビアン・ジュンホ・ソク・アンドリュー・ウィルソン著・上寺久雄監訳『「人格教育」のすすめ』コスモトゥワン、2003年、33-57頁。

⁴ 前掲書、479-482頁。

⁵ Murphy, Madonna M. *Character Education in America's Blue Ribbon Schools* 2nd ed. Scarecrow Press, 2002, pp.31-34; ASCD Panel on Moral Education, "Moral Education in the Life of the School," *Educational Leadership* 45(8)pp.4-8; CEPは、全米人格学校賞 (National Schools of Character award) 創設するなどして、今まで人格教育の振興を強力に促進している。すなわち、優れた人格教育プログラムを全米の学校から募り、特に優れた取組を行っている学校10校を毎年選出し、1校あたり2000ドルの賞金を付与したのである。そして同組織のニュースレターやHPを通じて、その学校の取組を広く紹介することで、他の学校の人格教育プログラムの開発を支援しようとしているのである。また、同賞の応募要領には、非常にシステムティックな取組の自己点検・自己評価表=「人格教育評定基準 (Character Education Quality Standard)」についての説明が付されており、これを用いた評価結果を踏まえた応募要領の作成を勧めるなど、人格教育の現場における実践を一定の水準に引き上げるための方法論が具体化するための取組を展

開してきた。全国的な人格教育団体にはCEPやCCの他、セントルイスに本部を置く、キャラクター・プラス (Character Plus) がある。

⁶ Murphy, *ibid.*, p.34 ; トニー・ディビアン他、前掲書、54-55頁。

参考文献

- 橋爪貞雄著『2000年のアメリカ教育戦略』黎明書房、1992年。
 加藤十八著『アメリカの事例に学ぶ学力低下からの脱却』学事出版、2004年。
 小柳正司「キャラクター・プラスー米国ミズーリ州における地域連携型道徳教育の取り組みー」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』第15巻、2005年。
 澤田稔「90年代以降におけるアメリカ合衆国の道徳教育に関する一考察」、アメリカ教育学会編『アメリカ教育学会紀要』第17号、2006年。
 澤田稔「アメリカ合衆国における『人格教育 (Character Education)』をめぐる諸動向」、国立教育政策研究所編『アメリカの学校教育と児童生徒の資質・能力ーアメリカ調査研究班中間報告ー』、2006年
 U.S. Department of Education, *Mobilizing for Evidence-Based Character Education*, 2007.
 U.S. Department of Education, *Partnerships in Character Education State Pilot Projects, 1995-2001 Lessons Learned*, 2008.

付記

本稿は、平成20年度宮崎学術振興財团助成金および平成20年度宮崎公立大学理事長・学長特別配当枠研究事業を受けて行った研究成果の一部である。

